

幸田町火入れに関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、幸田町火入れに関する条例（昭和59年幸田町条例第16号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、火入れの許可の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第2条の規定により火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を火入れを行おうとする期間の開始する日の7日前までに、町長に申請しなければならない。

- (1) 火入許可申請書（様式第1号）2通
- (2) 火入れを行おうとする土地（次号において「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図2部
- (3) 火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書1通
- (4) 申請者が、請負契約又は委託契約により火入れを行おうとする者である場合には、これらの契約に係る契約書の写し1通

2 申請者は、条例第2条第2項の規定により火入責任者を定め、火入許可申請書に明示しなければならない。

(許可証等の交付)

第3条 町長は、条例第4条の規定により火入れの許可をするときは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条第1項の規定により条例第8条から第14条まで及び第15条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した火入許可証（様式第2号）を交付するものとする。

2 町長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した火入不許可通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

(許可証の返納)

第4条 条例第4条の規定により火入れの許可を受けた者は、火入れが終了したとき又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに町長に火入許可証を返納しなければならない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、火入れの許可の手續等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に幸田町火入れに関する条例の一部を改正する条例（令和7年幸田町条例第41号）の規定による改正前の条例第2条の規定により提出されている申請書は、第2条第1項の規定により提出された火入許可申請書とみなす。